

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年10月20日（令和4年（行情）諮問第591号）

答申日：令和5年10月19日（令和5年度（行情）答申第386号）

事件名：福岡地方協力本部が作成した自衛官募集のためのポスターの開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月6日付け防官文第2790号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分では、自衛隊福岡地方協力本部が平成28年度自衛官募集の縁故募集のために作成したポスター2点が特定され、開示された。

しかしながら、審査請求人は、このほかにも同地本が作成した添付別紙のポスター（省略）の存在を確認している。この文書も含めて他にも本件開示請求の対象文書となる文書が存在している可能性があるため、再度探索の上、改めて対象文書を特定し、開示することを求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書1を特定し、平成29年3月6日付け防官文第2790号により、法9条1項の規定に基づく原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請

求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分を取り消した上で、改めて対象文書を特定し、開示することを求めており、本件審査請求を受けて改めて探索を行ったところ、審査請求人が審査請求書に添付したポスターを保有していることが確認できたため本件対象文書2を特定し、開示決定等を行うこととするが、他に本件開示請求に該当する行政文書の存在を確認することはできなかった。

なお、開示実施の記録を確認したところ、本件対象文書1の一部が開示実施されていない可能性があったことから、当該文書を追加した上で本件対象文書1の全てにつき、改めて審査請求人に対して開示実施を行ったところである。

以上のことから、保有が確認された審査請求人が審査請求書に添付したポスターについて、これを特定し開示決定等を行うこととするが、他にも本件開示請求の対象文書となる文書が存在している可能性があるとの審査請求には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年10月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和5年9月8日 審議
- ④ 同年10月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件請求文書に該当する文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書2を保有していたとして、これを改めて開示決定等をするとしている外は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から以下のとおり説明があった。

ア 自衛隊福岡地方協力本部（以下「福岡地本」という。）では、従来、部内向けに自衛官候補生募集のポスターを作成している。当該ポスターは、自衛隊福岡地方協力本部の内部組織等に関する達第16条第2項「自衛官等の募集広報に関すること。」に基づき作成しているものであり、作成種類数についての決まりは存在しない。平成28年度に

福岡地本が作成した自衛官募集のためのポスターは、自衛官候補生募集のポスター計3種類のみである。

イ 本件対象文書1は、上記アで説明した計3種類であり、カラー版が2枚、白黒版が1枚で構成される。本件審査請求を受けて、改めて本件対象文書1の外に本件請求文書に該当する文書がないか関係部署を探索したところ、本件対象文書2を保有していることが確認できた。本件対象文書2は、本件対象文書1のうち白黒版の1枚と同一の図柄のポスターのカラー版である。よって、本件対象文書2の特定後も、平成28年度に福岡地本が作成した自衛官候補生募集のポスターが計3種類であることには変わりはない。

ウ 本件対象文書2を保有していることが確認できたことを受け、念のため関係部署において、事務室内の書庫、机、電磁的記録媒体を複数回にわたり確認・探索したものの、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書1の開示実施文書及び諮問庁から提示を受けた本件対象文書2を確認したところ、本件対象文書1及び本件対象文書2の図柄については、上記(1)イの諮問庁の説明のとおりであることが認められた。

平成28年度に福岡地本が作成した自衛官募集のためのポスターについて、防衛省において保有するものは本件対象文書のみである旨の上記(1)ア及びイの諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

上記(1)ウの探索の方法や範囲について、特段の問題があるとは認められず、また、審査請求人において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 付言

(1) 本件は、審査請求から諮問までに約5年4か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいえず、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

(2) 本件については、処分庁において、開示請求の内容や本件の経緯等について十分に検討を行い、適切に本件対象文書の探索、確認、精査を行っていれば、原処分時において、本件対象文書2の存在を確認できたはずである。

処分庁においては、今後、開示決定等の対象となる文書の特定に当たって、十分に確認を行うことが望まれる。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書1を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等すべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙

- 1 本件請求文書
平成28年度に福岡地方協力本部が作成した自衛官募集のためのポスターすべて（部内向けのもの）
- 2 本件対象文書1
自衛官候補生（男子）部内用ポスター
- 3 本件対象文書2
審査請求人が審査請求書に添付したポスター